

※現在、検討している利用料金及び減免基準の考え方であり、検討に応じて変更する可能性がある。

### 1. 利用料金の考え方

料金別の収入の帰属、納入者、利用料金の決定方法については以下のとおり。

種類	収入の帰属	納入者	利用料金の決定方法	
			提案者	決定方法
施設利用料金（個人）	事業者	利用者	事業者	（1）
施設利用料金（独占）	事業者	利用者	事業者	（2）
その他諸室・設備利用料金	事業者	利用者	事業者	（3）
自由提案事業に係る料金	事業者	利用者	事業者	（4）
行為許可に係る料金	事業者	利用者	—	（5）
公園施設設置・管理許可に係る料金	県	事業者	—	（6）

#### （1）施設利用料金（個人）

個人利用の利用料金は、本施設が県民の健康増進・スポーツ振興のための公共の施設であることを踏まえ、近県同規模施設の利用料金や提供されるサービスの水準等を勘案して提案すること。なお、利用料金の種別は次のとおり予定している。

施設名	利用区分等	利用料金
50mプール 飛込兼 25mプール	提案	提案 (単位も記載のこと)

※群馬県立公園条例に基づき、中学生以下の者は、設定金額の2分の1に相当する額を上限額とする。10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

#### （2）施設利用料金（独占）

独占利用の利用料金は、本施設が県民の健康増進・スポーツ振興のための公共の施設であることを踏まえ、近県同規模施設の利用料金や提供されるサービスの水準等を勘案して提案すること。なお、利用料金の種別は次のとおり予定している。

施設名	利用区分等	利用料金
50mプール	提案	提案 (単位も記載のこと)
飛込兼 25m プール		

※1 50mプールをコース別に独占利用する場合は、1コースにつき設定金額の10分の1に相当する額とする。

※2 飛込兼 25m プールをコース別に独占利用する場合は、1コースにつき設定金

額の8分の1に相当する額とする。

※3 施設を目的外に利用する場合は、設定金額の2倍に相当する額とする。

※4 県外利用者の場合、設定金額に10分の13を乗じた額とする。

※5 競技者が小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程の児童もしくは生徒又はこれらに準ずる者であるときは、設定金額に10分の5を乗じた額を上限額とし、競技者が高等学校もしくは中等教育学校の後期課程の生徒又はこれらに準ずる者であるときは、設定金額に10分の7を乗じた額を上限額とする。

※6 10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

※7 飛込競技練習利用時における料金は(1)施設利用料金(個人)の額とする。

※8 利用可能時間は原則開館時間の範囲内とするが、管理上や大会利用等のため、利用可能時間外の利用を妨げるものではない。なお、時間外料金の設定は可とする。

(上記、※1から※6までは、群馬県立公園条例に基づく)

### (3) その他諸室・設備利用料金

その他諸室・設備の利用料金は、公園内類似施設、近県同規模施設の利用料金や提供されるサービスの水準等を勘案して提案すること。なお、利用料金の種別は次のとおり予定している。

諸室・設備名	利用区分等	利用料金
ドライランド (独占・個人)	提案	提案 (単位も記載のこと)
会議室		
大会運営室		
表彰準備室		
記者室		
大型映像装置		
音響放送設備		
その他設備・備品等		

※1 飛込競技練習利用時におけるドライランド料金は個人料金とする。

※2 利用可能時間は原則開館時間の範囲内とするが、管理上や大会利用等のため、利用可能時間外の利用を妨げるものではない。なお、時間外料金の設定は可とする。

### (4) 自由提案事業に係る料金

事業者が行う自由提案事業に関して、利用者が払う料金は、事業者が徴収するものとする。料金の設定は事業者の提案に委ねるが、設定にあたっては、本施設が公

の施設であることを踏まえ、また、周辺の民間施設で提供される類似サービスと比較して乖離ある料金とならないよう配慮すること。自由提案事業における会員制の導入は、入会金にあたる料金を徴収しないことを条件に、導入可能とする。

自由提案事業の実施において事業者は（２）施設利用料金（独占）、（３）その他諸室・設備利用料金、（５）行為許可に係る料金、（６）公園施設設置・管理許可に係る料金を適切に支払うこと。

#### （５） 行為許可に係る料金

事業者は条例に基づき、水泳場利用者に対し下記に挙げる行為の許可事務を行う。行為許可の際、利用者から条例に定める使用料の額の範囲内において事業者が定めた利用料金を徴収するものとし、利用料金は、その全額を事業者の収入とする。詳細は、「県立都市公園指定管理者による行為許可要領」のとおり。

##### ○許可を要する行為

- ア. 物品販売、物品頒布
- イ. 募金その他これに類する行為
- ウ. 業としての写真、映画撮影等
- エ. 興行その他これに類する行為
- オ. 催しのための公園の全部又は一部の独占利用
- カ. 有料公園施設内の広告掲示

#### （６） 公園施設設置・管理許可に係る料金

要求水準書に記載のとおり、事業者は自由提案事業実施のために必要となる許可申請を行い、条例に基づき使用料を県に支払うこと。条例に定めのない施設については、事業者の提案に基づき県が条例を整備する。

例 1：スポーツジム売店を本施設と一体の付帯施設として整備。

→公園施設設置許可又は管理許可を受け、条例に定める使用料（1m<sup>2</sup>あたり1年間●●13,800円）を県に支払う。

例 2：水泳場に自動販売機を設置

→公園施設設置許可を受け、条例に定める使用料（1m<sup>2</sup>あたり1年間140円）を県に支払う。

## 2. 利用料金減免について

### (1) 減免基準

事業者は、群馬県立公園条例施行規則第10条の4第1号及び「群馬県立都市公園における許可等の基準」に規定する減免基準に基づき、利用料金の全部又は一部を免除することとする。県が規定する減免基準は下記のとおりである。

また、下記表に掲げるもののほか、事業者が必要と認める場合は、事業者はあらかじめ県の承認を得て利用料金の全部又は一部を免除する基準を設定することができる。

	対象者・対象事由	減免の対象となる利用料金	減免率
ア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者手帳の交付を受けた者及びその介護者1名</li> <li>・ 65歳以上の者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プール施設</li> <li>・ プール諸室</li> <li>・ プール設備等</li> </ul>	1/2
イ	県、県教育委員会(*1)又は知事が認める団体(*2)が主催又は共催事業に伴い水泳場を利用する場合で、参加者から参加費用を徴収しない場合あるいは当該事業開催のための補助金が支出されていない場合		全額
ウ	災害、その他緊急やむを得ない事態の発生による応急施設として使用する場合		全額
エ	特に必要があると認められるとき		その都度知事が定める

(\*1) 市町村教育委員会や学校は含まない

(\*2) 県職員が兼務し、実質的に県が運営する団体

### (2) 減免実績(H30~R4)

現敷島公園水泳場における上記表アを除く減免実績については以下のとおり。

年度	申請者	金額	減免理由
H30	県教育委員会	43,750円	上記表イ
H31	県教育委員会	43,750円	上記表イ
R1	県	31,150円	上記表イ
R4	県教育委員会	44,550円	上記表イ

具体事例：【県教育委員会が主催の、参加費を徴収せず、会場使用経費が予算や補助金で計上されていないプール安全講習会で、プールを独占利用する場合】

○施設利用料金(独占)⇒全額減免